

令和5年度 徳島県職員（学芸員）選考採用試験実施要領

1 採用予定人員

学芸員（考古） 1名程度

2 採用予定時期

原則として令和6年4月1日

ただし、大学既卒業者のうち、可能な者は、令和5年10月1日以降に採用となる場合があります。

3 職務の内容

県の関係機関（徳島県立博物館等）において、先史・古代を中心とする考古学に関する調査研究、資料の収集、保管、展示、教育普及等の業務及びその他の行政事務に従事します。

4 受験資格

（1）資 格

次のア、イいずれにも該当する者

ア 学校教育法による大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において考古学に関わる分野を専攻した者。

なお、令和6年3月31日までに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において、考古学その他これに類する学科等の課程を卒業又は修了する見込みの者が、同日までに卒業又は修了できなかった場合は、採用される資格を失います。

イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者、又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。

なお、学芸員の資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。

（2）年 齢

昭和59年4月2日以降に生まれた者

（3）次のア、イいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

（4）その他

- ・ 日本の国籍を有しない者であっても受験できます。
- ・ 在留資格において就職が制限されている者は採用されません。
- ・ 日本国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の

意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。

5 試験日時及び試験会場

※自然災害等により、試験日程等を変更する場合は、徳島県のホームページで情報提供するとともに、申込み時の電話番号へ個別にお知らせいたします。

(1) 書類選考

応募締切後、速やかに選考を行い、合否にかかわらず受験者全員に、結果を文書で通知します。

また、合格者には、受験票及び筆記試験の会場案内等をあわせて送付します。

(2) 筆記試験（教養試験及び専門試験）

試験日時	試験会場	合格発表
令和5年7月16日（日） ア 受付 午前8時30分～ イ 試験 午前9時～	徳島県立博物館 徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園内	7月下旬（予定） 合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。 合格者には、口述試験の日時等をあわせて通知します。

(3) 口述試験

令和5年7月下旬に徳島県立博物館で実施を予定しています。

(4) 人事委員会等の選考

口述試験の合格者に対し、後日人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

6 試験方法

試験種目	方法及び内容	試験時間
教養試験 （択一式）	公務員として必要な一般的知識、知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。	2時間
専門試験 （記述式）	考古学及び博物館学に関し、職務に必要な見識、思考力、技能等を有するかどうかを判断するための試験を行います。	3時間
口述試験 （個別面接）	専門性、適性、人柄等をみるため、面接を行います。	30分程度

7 受験手続

(1) 受付期間

令和5年5月10日（水）～令和5年6月27日（火）

※受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしませんので十分注意してください。

(2) 提出書類

- ①受験申込書 1通 (指定様式)
- ②面接カード 1通 (指定様式)
(※) 徳島県ホームページ (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)、徳島県立博物館ホームページ (<https://museum.bunmori.tokushima.jp/>) 上に、受験申込書、面接カードを掲載しています。
- ③履歴書 1通 (厚生労働省様式例準拠で本人自筆のもの。写真を貼付し、連絡先を必ず記入すること。)
- ④大学卒業 (卒業見込) 証明書又は大学院修了 (修了見込) 証明書 1通
- ⑤成績証明書 (大学学部以上) 各1通
- ⑥学芸員資格取得証明書 (資格試験合格証書の写し又は単位取得証明書等) 又は取得見込証明書 1通
- ⑦レポート「現在までの研究経過及びそれを踏まえた博物館活動に関する展望」(A4用紙横書き1,000字以上1,500字以内)
- ⑧業績のリスト及び主要業績 (公表された著書、論文、報告書等) があれば3点以内 (別刷又はコピー可)
(※) 業績のリストは書式自由。論著の他に学会発表や招待講演、外部研究資金の獲得等に係る実績を、適宜分類して記載すること。博物館等での実務経験者は、これまでに担当した主な業務実績についても記載すること。

なお、提出書類については返却しません。

8 申込方法

次の申込先に郵送してください。

郵送による申込みは、封筒の表に「選考採用試験 (学芸員 (考古)) 受験」と朱書きし、必ず「書留郵便」により送付してください。

6月27日付け消印まで有効。

9 給与

給料は、職員の給与に関する条例 (昭和27年徳島県条例第2号) (給与条例) 等の規定に基づき、関係機関において調査研究業務に従事する場合にあっては、月額212,349円 (給料月額+地域手当) (令和5年4月1日現在) が初任給として支給されます。なお、一定の職歴等がある場合は加算されることがあります。

このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

10 申込先・問合せ先

〒770-8070 徳島市八万町向寺山

徳島県立博物館 (担当:長谷川、植地)

電話 088-668-3636

メールアドレス: kenritsuhakubutsukan@pref.tokushima.jp